# 壬戌学制における 六・三・三制の各省教育庁による採用形式 今 # 航

#### はじめに

壬戌学制は、中華民国北京政府期の1922年11月1日に制定された学制である。正式名は、学校系統改革案である。この学校系統改革案は、大総統令として公布された。中国近代教育史研究ではよく知られている学制である。アメリカモデルの六・三・三制が導入されたと評価されてきた。

教育庁は、1910年代後半に全国教育会連合会によって、その設置が促された地方教育行政機関である。全国教育会連合会が把握したところによれば、教育庁は1918年の時点で22省中12省に、1920年の時点で16省に設置されたことがわかる。

先にも述べたように、壬戌学制の正式名は学校系統改革案であった。公布されたのは「案」であった。なぜ「案」として公布されたのか。「案」のもつ意味が不明である。一件なのか、それとも提案なのか。一件であるならば問題にならないと思われる。しかし、北京政府による法令・法規で「案」とつくものは見当たらない。提案であるならば、なぜ提案が公布されたのか。

また、壬戌学制が制定されてから、この学制がどのようなやり方で実施されようとしたのかが 不明である。先行研究では問題にされてこなかった。

本稿では、こうした問題点を解決するため、次のような課題を設定した。第一に、壬戌学制の制定後に教育部はこの学制をどのように扱ったのか。第二に、教育部の扱いを受けて各省教育庁は壬戌学制の実施に向けてどのように対応したのか。

とくに第二の課題に取り組むため、本稿では、まず各省教育庁で策定された学制標準に着目した。つぎに学制標準がどういう経緯で策定されたのかという疑問に答えるため、甘粛省教育庁による採用形式をひとつの事例として取り上げることにした。甘粛省教育庁で編集された『甘粛教育公報』を新たに入手することで、省レベルでの採用形式を窺い知ることが可能となったからである。この史料はすべてマイクロフィルムである。だが、部分的に欠損のところもある。ここでさきに付記しておきたい。

以上のような課題に解答を示すことで、中華民国北京政府期の学制史に新しい知見が提供されるであろう。

# ー 「案」としての公布

学校系統改革案が公布されて6日後となる11月7日、各省区の教育行政機関に対して教育部より「学校系統改革案がすでに公布されており、各省区はこれにしたがって実行するように」という通知が発せられた。この咨文では、教育部で第8回系統案が採用された後、これが最終的には国務会議で議決されたことなど、学校系統改革案が公布されるまでの経緯が簡単に記された上

# で、次のようなことが通知された。

各省区の教育行政機関は、地方財政ならびに教育人員、学校沿革や、そのほか特別な状況を斟酌の上、準備期間および施行標準を計画しなければならない。準備期間は、この咨文が届いてからの1年間とする。準備が早く行われることを望むが、もし延期しなければならない場合には、延期を満期直前に願い出ることができる。各省区において新学制の実施を進め、その内容を重んじ、適切に実施すれば新しい教育改革の効果が収められるであろう。

このように、教育部は、学校系統改革案を実施するための準備期間を設けて、地方財政など地方の状況をよく考えた上で施行標準を策定するように、各省の教育行政機関に対して命じていたのであった。教育部は、各省教育庁に新しい学制の実施を任せることで、従来の全国画一的な政策の転換を推し進めようとしていたとみられる。

それでは、各省教育庁ではどのような学制標準が策定されたのか。

### 二 各省教育庁による学制標準の策定

各省教育庁による学制標準は、教育部刊行の『教育公報』、あるいは当時の代表的な教育雑誌である『教育雑誌』や『新教育』に掲載された。これらの学制標準をみてみよう。

# 1 山東省教育庁の学制標準

『教育公報』に所載の学制標準は、山東省教育庁の実施新学制標準弁法、吉林省教育庁の学校施行新制標準、甘粛省教育庁の新学制実行標準、直隷省教育庁の実行新学制標準、江西省教育庁の実施新学制大綱及初級中学条例、湖北省教育庁の施行新学制標準などであった。

山東省教育庁の実施新学制標準弁法は、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「命令」、「指令第七百二十二號十三年三月十七日」、14~16頁に掲載されている。

山東省教育庁の学制標準をみると、次のことがわかる。小学校では四・二制が採用された。義務教育年限は初級小学の4年間にするとされた。また、中学校では三・三制のみが採用された。 高級中学では「総合制」が導入されなかった。さらに、旧学制の乙種実業学校を職業学校に改めることが明記されたが、その具体的な年限は明記されなかった。さらにまた、旧学制の甲種実業学校は暫くそのままにするとされた。

#### 2 吉林省教育庁の学制標準

吉林省教育庁の学校施行新制標準は、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「命令」、「指令第七百二十三號十三年三月十七日」、16~18頁に掲載されている。

吉林省教育庁の学制標準をみると、次のことがわかる。小学校では四・二制のみが採用された。義務教育年限は暫く4年間にするとされた。また、中学校では三・三制のみが採用され、その後期段階の高級中学では「総合制」が導入された。さらに、旧学制の甲種実業学校は中学校に改めるとされた。吉林省教育庁の学制標準は、一見して単線型の四・二・三・三制をもつ学制であったようにみられる。

しかし、旧学制の乙種実業学校は職業学校に改めるとされ、初級小学の卒業生がこれに入学で

きると明記された。したがって、初等教育は後期段階から高級小学と職業学校の2つの系統に分かれる分岐型であったとみられる。さらにいえば、職業学校の具体的な修業年限については明記されなかった。

#### 3 甘粛省教育庁の学制標準

甘粛省教育庁の新学制実行標準は、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「命令」、「指令第七百二十八號十三年三月十八日」、21~23頁に掲載されている。

甘粛省教育庁の学制標準をみると、小学校では四・二制が採用されたが、高級小学を3年間にすることも可能であった。義務教育年限は4年間にするとされた。また、中学校では三・三制のみが採用され、その後期段階の高級中学では「総合制」への移行が計画された。さらに、乙種の実業系学校が職業学校に改められた上で初級中学と同程度に置かれ、甲種の実業系学校が高級中学と同程度に置かれた。このことから、甘粛省教育庁の学制標準は、前述の吉林省教育庁のものと異なり、四・二・三・三制であった。ただし、中等教育の前期段階から初級中学や職業学校、さらには師範学校の3つの系統に分かれる分岐型の学校系統であった。甘粛省教育庁の学制標準は、四・二・三・三制分岐型の学制であったといえよう。

# 4 直隷省教育庁の学制標準

直隷省教育庁の実行新学制標準は、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「命令」、「指令第七百二十九號十三年三月十八日」、23~25頁に掲載されている。

直隷省教育庁の学制標準をみると、新学制のもと実験的に新しい小学校を実施するとされたものの、具体的な修業年限は明記されなかった。このことから、旧学制下の四・三制小学校の継続であった可能性を否定できない。義務教育年限は他省と同じであった。また、中学校では三・三制が採用され、後期段階の高級中学では「総合制」が導入された。しかし、旧学制の乙種実業学校は職業学校に改められることが明記され、旧学制の甲種実業学校は暫くそのままにするとされた。このため、学校系統は単線型ではなく分岐型であったと理解される。さらにまた、職業学校の具体的な年限は明記されなかった。

#### 5 江西省教育庁の学制標準

江西省教育庁の実施新学制大綱及初級中学条例は、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「命令」、「指令第七百三十號十三年三月十八日」 25~29頁に掲載されている。

江西省教育庁の学制標準をみると、四・二制小学校が採用されたが、これと同時に第8条で「完全小学校」が明記された。つまり、六年一貫制小学校も採用されたといえる。義務教育年限は4年間にするとされた。また、中学校では三・三制が原則とされ、後期段階では高級中学に「総合制」が導入された。旧学制の甲種実業学校が改められ、高級中学の農、工、商などの科にすると明記されたのであった。しかし、甲種実業学校は職業学校にも改められるとされ、さらに旧学制の乙種実業学校も職業学校に改められることが明記された。このため、学校系統は単線型ではなく分岐型であったと理解される。また、職業学校の具体的な年限は明記されなかった。したがって、厳密な意味では、六・三・三制とは呼べないであるう。六年一貫制小学校が採用されたことは注目に値する。

#### 6 湖北省教育庁の学制標準

湖北省教育庁の施行新学制標準は、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「公牘」「咨湖北省長該省施行新學制標準准照行文第五百六十四號十三年三月十九日」、13~17頁に掲載されている。

湖北省教育庁の学制標準をみると、小学校では四・二制のみが採用された。義務教育年限は暫く4年間にするとされた。また、中学校では三・三制のみが採用され、その後期段階では高級中学の「総合制」が導入された。しかし、旧学制の乙種と甲種の実業学校はいずれも職業学校に改められるとされ、職業学校の入学資格は小学校の卒業生に限られることが明記された。学校系統は、中等教育の前期段階から初級中学や職業学校、さらには師範学校の3つの系統に分岐したとみられ、単線型ではなく分岐型であった。さらにまた、職業学校の具体的な年限は明記されなかった。

これまでにみてきた学制標準は、いずれも教育部の認可がおりたものであった。認可されたのは、いずれも1924年3月中のことであった。これは、学校系統改革案が公布されてから1年と4ヶ月ほど後のことであった。

各省教育庁は、学校系統改革案の実施命令を教育部から受けて学制標準を策定し、これを教育部に報告した。一方で、報告を受けた教育部は、それぞれに対して実施の許可を出していたのである。

#### 7 汀蘇省教育庁の学制標準

次に、『教育雑誌』所載の学制標準をみてみよう。『教育雑誌』に掲載された学制標準は、江蘇 省教育庁の実施新学制之標準及弁法、直隷省教育庁の施行新学制之標準案、広西省教育庁の施行 新学制標準などであった。

これらのうち、直隷省教育庁のものは教育部に報告される前のものであったが、確認したところ教育部の認可がおりた後のものとほぼ同じであった。したがって、これを除く残り2つをここでは取り上げる。

江蘇省教育庁の実施新学制之標準及弁法は、李石岑編『教育雑誌』第15巻第4号(商務印書館、1923年4月)「教育界消息」、「江蘇省實施新學制之標準及辦法」、4~8頁に掲載されている。

江蘇省教育庁の学制標準をみると、四・二制小学校が採用された。義務教育年限は4年間にするとされた。また、中学校では三・三制が採用された。高級中学で「総合制」が導入されたかどうかはわからない。旧学制の乙種実業学校は職業学校に改められることが明記され、旧学制の甲種実業学校は暫くそのままにするとされた。このため、学校系統は単線型ではなく分岐型であったと理解される。また、職業学校の具体的な年限は明記されなかった。

#### 8 広西省教育庁の学制標準

広西省教育庁の施行新学制標準は、李石岑編『教育雑誌』第16巻第10号(商務印書館、1924年 10月)「教育界消息」、「桂省施行新學制會議之経過」、4~5頁に掲載されている。

広西省教育庁の学制標準をみると、四・二制小学校が採用されたが、これと同時に六年一貫制小学校も採用された。義務教育年限は4年間にするとされた。また、中学校では三・三制が原則とされた。高級中学で「総合制」が導入されたかどうかはわからない。さらに、旧学制の乙種実業学校も甲種実業学校も職業学校に改められることが明記された。このため、学校系統は単線型ではなく分岐型であった。また、職業学校の具体的な年限は明記されなかった。江西省と同じく六年一貫制小学校が採用されたことは注目に値する。

以上の2つの学制標準は、教育部により許可されたかどうかがわからない。しかし、『教育雑誌』に掲載されたことで、他省から参考にされたと考えられる。

#### 9 奉天省教育庁の学制標準

最後に、『新教育』所載の学制標準をみてみよう。『新教育』に掲載された学制標準は、奉天省教育庁の改定学制系統綱要、浙江省教育庁の施行新学制標準などであった。

奉天省教育庁の改定学制系統綱要は、南京東南大学教育科編『新教育』第6巻第1期(上海商務印書館、1923年1月)「奉省改定學制系統綱要」、114~116頁に掲載されている。

奉天省教育庁の学制標準をみると、四・二制小学校が採用された。また、中学校では三・三制が採用され、高級中学では「総合制」が導入された。職業学校の修業年限は1年間から5年間までの間で定められるとされた。また、専門学校や大学などの高等教育段階に進学できるのは、高級中学の卒業生であることが明記された。このため、学校系統は単線型ではなく分岐型であったといえる。また、職業学校の修業年限は実に多様であった。

# 10 浙江省教育庁の学制標準

浙江省教育庁の施行新学制標準は、南京東南大学教育科編『新教育』第6巻第3期(上海商務印書館、1923年3月)「浙省施行新學制標準」、435~439頁に掲載されている。

浙江省教育庁の学制標準をみると、小学校では「完全小学校」、すなわち六年一貫制小学校の拡充策がとられた。また、中学校では三・三制が採用され、後期段階で高級中学の「総合制」が導入された。旧学制の実業学校は職業学校に改組されることが明記された。このため、学校系統は単線型ではなく分岐型であったといえる。また、職業学校の具体的な年限は明記されなかった。六年一貫制小学校が採用されたことは注目に値する。前に出てきたように、江西省と広西省の両教育庁の学制標準でもみられたことだが、これらに比べて浙江省教育庁の学制標準からはその採用に対する積極的な姿勢が窺える。

以上の2つの学制標準も、教育部により許可されたかどうかが不明である。

# 三 甘粛省教育庁による採用形式

ここまで、各省の教育庁で策定された学制標準を検討した。

それでは、学制標準はどういう経緯で策定されたのか。甘粛省教育庁の場合をみてみよう。甘粛省教育庁の新学制実行標準が教育部によって認可されたのは1924年3月のことであった。学校系統改革案が公布されてからおよそ1年と4ヶ月ほど後のことである。

甘粛省教育庁は、認可がおりる前年の1923年6月23日に教育部および省長に対してある文書を提出した。この提出された文書によれば、甘粛省教育庁が同年4月21日に新学制実施研究会を庁内に付設したことがわかる。すでに会員を選出し、分担で運営していることも記されている。

教育庁内に付設されたことは、同会で定められた甘粛新学制実施研究会簡章の第三条で規定されたことであった。同簡章は以下のようであった。

#### 甘粛新学制実施研究会簡章

第 一 条 本会は甘粛新学制実施研究会と称する。

第二条 本会は新学制の実施方法ならびに普及方法を研究することを目的とする。

第 三 条 本会は教育庁に付設する。

- 第四条 本会は左記(下記 筆者注)の各員により組織される。
  - 甲 教育庁庁長・科長・科員ならびに省視学
  - 乙 省教育会正副会長ならびに評議長
  - 丙 中等以上の各学校校長
  - 丁 省都における中等以上の各学校教職員 いずれの学校も代表1名とする。
  - 戌 省都における各小学校校長 代表5名とする。
  - 己 新学制の研究者
- 第 五 条 本会は会長1名をおき、会務を執行する。教育庁庁長がこれにあたる。副会長は 1名で、会員の互選により選ばれる。
- 第六条 本会は調査部ならびに討論部をおき、会員は自分で選んで所属する。
  - 甲 調査部は本省各地の教育状況ならびに各省における新学制の実施状況を調査する。 大会の開催時に報告をする。
  - 乙 討論部は討論の結果を大会に提出する。検討の上、解決を図る。
- 第 七 条 本会は定例会を2週間ごとに開催する。臨時会は定例会が開催されない日時を考慮して会長が招集する。
- 第八条 議長は会長がこれにあたる。会長が欠席するときは、副会長が代理となる。
- 第 九 条 会議で論争が起こり、双方とも相対する理由があって多数決で決められない場合は、会長により採決される。
- 第 十 条 会員は特別な事情で会議に出席できない場合に書面で意見を申し述べることができる。
- 第十一条 本会で検討された結果は教育庁庁長の裁量により執行される。
- 第十二条 本会は経費を要する。教育庁を通じて省長へ懇請し、支給してもらう。支給されるまで暫くの間は、教育庁に立て替えてもらう。
- 第十三条 本会は記録作成ならびに文書保管のために事務員をおくことができる。
- 第十四条 本会の細則は別に定める。
- 第十五条 本簡章は教育庁庁長による承認の上、施行される。
- 第十六条 本簡章は不足があれば随時改正することができる。

同会の目的は、新学制の実施方法ならびに普及方法を研究することにあった(第二条)。また、構成員は、教育庁庁長・科長・科員ならびに省視学、省教育会正副会長ならびに評議長、中等以上の各学校校長、省都における中等以上の各学校教職員や各小学校校長の代表、新学制の研究者などであった(第四条)。またさらに、同会には調査部ならびに討論部が設置された(第六条)。調査部ならびに討論部の細則は以下のようであった(8)。

#### 甘粛新学制実施研究会調査部細則

- 第 一 条 本部会員は新学制の実施にあたり調査しなければならない事項を調査することを 趣旨とする。
- 第二条 本部に主任1名をおく。本部会員により選ばれ、一切の事務を統轄する。
- 第 三 条 調査事項は新学制系統にしたがって三項目とする。
  - 甲 初等教育に関する事項

- 乙 中等教育に関する事項
- 丙 高等教育に関する事項

前列事項は旧学制のことも当然含まれる。新学制の実施ならびに新旧学制の移り変わりの各状況を詳しく調査する。

- 第 四 条 本部会員は調査事項にしたがって三股とする。各股股員は共同で相談して決める。
  - 甲 初等教育股
  - 乙 中等教育股
  - 丙 高等教育股
- 第 五 条 調査方法は実地調査および通信調査とし、各股員により分担する。
- 第 六 条 本部は調査会議を開いて調査手続きならびに調査方法を検討することができる。 日時および場所は主任が酌量して決める。
- 第 七 条 調査会議は主任が招集する。股員が必要と考える場合に主任に懇請して開くことができる。
- 第 八 条 調査で得られた結果は報告書にまとめ、同時に意見を加え、会長に報告し、討論 部へ提出し、検討しなければならない。
- 第 九 条 文書作成ならびに収支は主任が会長に懇請しておかれる事務員に任せる。
- 第 十 条 本細則は大会で議決された日より実施される。不足があれば随時改正して大会へ 提出し、議決することができる。

#### 甘粛新学制実施研究会討論部細則

- 第一条 本部会員は新学制の実施方法を検討することを趣旨とする。
- 第二条 本部に主任1名をおく。本部会員により選ばれ、一切の事務を統轄する。
- 第三条 討論事項は新学制系統にしたがって三項目とする。
  - 甲 初等教育に関する事項
  - 乙 中等教育に関する事項
  - 丙 高等教育に関する事項

前列事項は会長あるいは会員により提出される本会調査部の結果や、あるいは 会以外の機関ならびに個人による建議などすべて会長により提出される。

- 第 四 条 本部の開会日時は主任により定められる。ただし、開会の3日前に議案を各会員 へ送付しなければならない。
- 第 五 条 開会時に会員が事情により欠席する場合、書面で意見を発表することができる。
- 第 六 条 本部で討論された結果は会長により大会へ提出され、議決される。
- 第 七 条 文書作成ならびに収支は主任が会長に懇請しておかれる事務員に任せる。
- 第 八 条 本細則は大会で議決された日より実施される。不足があれば随時改正して大会へ 提出し、議決することができる。

調査部は新学制の実施にあたって調査しなければならない事柄を調査することを趣旨とし、討論部は新学制の実施方法を検討することを趣旨としたことがわかる。

甘粛省教育庁の新学制実行標準は、調査部と討論部をもった甘粛新学制実施研究会で立案されたと推測される。立案の経緯は今のところ不明ではあるが、学校系統改革案の公布を受けてこうした研究会が立ち上げられ、学制標準が策定された事実は看過できない。

今後、他省についても甘粛新学制実施研究会のような事例があるのかどうかが明らかにされる 必要があろう。

#### おわりに

学校系統改革案は、なぜ「案」として公布されたのか。全国教育会連合会で立案され、北京政府によって公布された学校系統改革案の実施は、各省教育庁に任せられた。これを受けて各省教育庁は、実際に学制標準を策定することになった。要するに、壬戌学制は、省ごとの状況に応じた実施が可能となるように作られた学制であったといえる。このため、「案」として公布されたのではないだろうか。

公布された学校系統改革案、いわゆる壬戌学制は、初等教育段階では四・二制が採用されると同時に、四・三制も承認された。また、中学校は三・三制が原則とされ、四・二制と二・四制が附則とされた。中等教育段階では職業学校や師範学校が継続され、とくに職業学校の年限に着目すると、年限は具体的に明記されていなかった。したがって、壬戌学制を六・三・三制のひと言で表現することは、普通教育の系統以外に目をやると困難である。

またさらに、中等教育段階から中学校や職業学校、師範学校の3つの系統に分かれる分岐型の学校系統であった。このことに加え、壬戌学制の条文に基づけば、職業学校から高等教育段階へ進学できないことになっていた。このことからも、分岐型であったと判断せざるを得ない。壬戌学制は日本のような単線型ではなく、実は中等教育段階から系統が分かれる分岐型の学制であったとみなければならない。

壬戌学制の制定を受けて、各省教育庁では学制標準が策定された。ほとんどの省教育庁では、四・二制小学校が採用された。義務教育年限は4年間にするとされた。また、中学校では三・三制が採用され、高級中学では「総合制」が導入された。実業学校は職業学校に改められた。壬戌学制は省ごとの状況に応じた実施を可能にする性格をもつものであったが、本稿でみたように、各省教育庁の学制標準はほぼ一致していたことがわかる。少しだけ甲種実業学校が継続されたところもあったが、旧学制の四・三制小学校や四・二制中学校は採用されていなかった。こうした壬戌学制で残された旧学制の部分は、各省教育庁では廃除されたとみられる。

しかし、中等教育段階には職業学校や師範学校もあり、学校系統はやはり単線型ではなく旧学制の分岐型であった。すなわち各省教育庁の学制標準のほとんどは、中等教育段階から系統が分かれる分岐型の学制であった。修業年限の区切りについても六・三・三制とはいえない。普通教育に限って強いていえば四・二・三・三制であったといえる。

壬戌学制制定後の各省教育庁による採用形式をみると、壬戌学制は中国各省における教育事情の多様さを反映した学制であったということができる。壬戌学制は六・三・三制が導入された学制として知られ、それゆえ現実を反映していない理想の学制としてみられてきたのではないだろうか。

資料収集の難しさが指摘される時期を対象とする研究ではあるが。、壬戌学制制定後の省ごとにおける教育の現実をもっと掘り下げていく必要があろう。袁世凱政権期・北京政府期の教育は南京国民政府期の教育とどうつながるのか。こうした大きな視点も併せもって、今後の課題に取り組んでいきたい。

なお、本稿は、科学研究費補助金 (若手研究 (B)) 課題番号19730489の助成による研究成果の一部である。

拙著「中華民国北京政府期における全国教育会連合会の果たした役割 - 大会決議の分析を通して - 」、中国現代史研究会編『現代中国研究』第17号、2005年9月30日、52~56頁。

「咨各省區學校系統改革案業經教令公布應飭遵行」、教育部編審処編纂股編『教育公報』第9年第10期(教育部教育公報経理処、1922年12月)「公牘」、4~5頁。

前揭、「咨各省區學校系統改革案業經教令公布應飭遵行」。

「直隷施行新學制之標準案」、李石岑編『教育雑誌』第15巻第7号(商務印書館、1923年7月)「教育界消息」、1~3頁。

「指令第七百二十八號十三年三月十八日」、教育部編審処編纂股編『教育公報』第11年第5期(教育部教育公報経理処、1924年5月)「命令」、21~23頁。

「呈教育部省長呈報組織新學制實施研究會及成立日期文十二年六月二十六日」、甘肅教育廳編輯『甘肅教育公報』第1年第2冊、1923年8月、「呈文」、34頁。

「甘肅新學制實施研究會簡章」、甘肅教育廳編輯『甘肅教育公報』第1年第2冊、1923年8月、「法規」、51~52頁。

「甘肅新學制實施研究會調查部細則」、「甘肅新學制實施研究會討論部細則」、甘肅教育廳編輯『甘肅教育公報』 第1年第2冊、1923年8月、「法規」、52~53頁。

金子肇「近代中国政治史研究と文書史料 中華民国期を対象に 」、広島史学研究会編『史學研究』第240號、2003年6月、20~29頁。